

条例第 51 号

宇和島市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

宇和島市長

因原文彰

## 宇和島市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市学校給食費に関する条例（令和5年条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食<u>及びこれに準じて幼稚園において児童に対し実施される給食</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童、<u>生徒</u>及び<u>児童</u>の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。</p> <p>(学校給食の実施)</p> <p>第3条 市は、市が設置する小学校、<u>中学校</u>、<u>幼稚園</u>等において、学校給食を実施するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食<u>及びこれに準じて幼稚園において児童に対し実施される給食</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童<u>及び生徒</u>、<u>児童</u>の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。</p> <p>(学校給食の実施)</p> <p>第3条 市は、市が設置する小学校<u>及び中学校</u>において、学校給食を実施するものとする。</p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。